

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年10月10日 03時13分ごろ
発生場所	香川県直島町局島西岸 京ノ上瀧島灯台から真方位127°800m付近 (概位 北緯34°29.1′ 東経133°59.4′)
事故の概要	引船 楠丸は、はしけ⑤をえい航して東進中、両船が岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年10月11日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 楠丸、19トン 260-47727大阪、三協海運株式会社 B はしけ ⑤、総トン数不詳（全長43.0m） なし、福山海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型 甲板員、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に亀裂を伴う擦過傷 B 船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約180cm（宇野）
事故の経過	A 船は、船長及び甲板員ほか1人が乗り組み、作業員2人を乗せたB船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、甲板員が単独で船橋当直につき、約8ノットの対地速力で自動操舵により局島西岸沖を東進していた。 甲板員は、操舵スタンド手前に置いた椅子の座面に臀部を寄り掛からせ、操舵スタンドに両手を置き、立った姿勢で見張りを行っていたところ、いつしか居眠りに陥った。 A船引船列は、変針予定場所を通過して航行を続け、局島西岸の岩場に乗り揚げた。 船長は、衝撃を感じて昇橋した後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 A船引船列は、来援したタグボートにより岡山県玉野市宇野港にえい航された。 A船引船列の喫水は、A船が船首約0.8m、船尾約2.1mであり、B船が船首約0.8m、船尾約0.8mであった。

	<p>甲板員は、ふだん眠気を感じた際、操舵室を出て外気に当たったり、立って身体を動かしたりするなどの居眠り運航の防止措置を採っていたが、本事故当時、少し眠気を感じる程度だったので、同措置を採っていなかった。</p>
分析	<p>A船引船列は、局島西岸沖を東進中、単独で船橋当直についていた甲板員が、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して航行を続け、局島西岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>甲板員は、自動操舵の状態であったこと、及び椅子に寄り掛かった楽な姿勢で船橋当直を続けていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船引船列が、局島西岸沖を東進中、単独で船橋当直についていた甲板員が、居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して航行を続け、局島西岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋当直者は、夜間、自動操舵の状態で眠気を誘うような楽な姿勢を続ける際、眠気を少し感じる程度であっても、時折身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を採ること。